第２回　伊勢市教育振興基本計画策定委員会　会議録（要旨）

１．日　時　　令和８年９月３日（木）午後７時00分から午後９時04分
２．場　所　　小俣総合支所　３階　大研修室
３．出席者　　中西康雅委員、木下真理委員、中川靖美委員、中西康委員、中村幸博委員
大西弘展委員、谷水楠仁委員、金田雄希委員、濵口博三委員、龍田洋委員、
坂村春美委員
４．欠席者　　なし
説明等のため出席した者
小林教育長、松葉学校教育部長、濱口事務部長、須川参事、中世古教育総務課長、奥野教育総務課副参事、北村学校施設整備課長、井村学校教育課長、出崎学校教育課副参事、岡井学校教育課副参事、河村学校教育課副参事、淺井学校教育課副参事、村井教育メディア課副参事、山村教育メディア課副参事、下村社会教育課長、長井スポーツ課長、村井教育研究所長、倉井教育総務課総務係長、上村教育総務課総務係主事
５．議題等
〇委員長あいさつ
〇議事
（１）各章の内容について
・第１章　計画の基本事項
・第２章　本市の教育を取り巻く状況
・第３章　計画の基本方針
・第４章　基本施策
３　特別支援教育の推進
４　誰もが安心して学べる教育の推進
５　持続可能で安全な教育環境の整備
８　スポーツの推進
（２）その他
６．会議内容

	－　開会宣言　－
事務局	本日もお忙しい中、お集りいただき、ありがとうございます。 第２回目の策定委員会につきましてもよろしくお願いいたします。 会議に入ります前に、小林教育長、松葉学校教育部長から一言ごあいさつを申し上げます。
教育長	－　挨拶　－（略）
教育部長	－　挨拶　－（略）
事務局	ありがとうございました。小林教育長、松葉学校教育部長につきましては、ここで退席させていただきます。 －　小林教育長・松葉学校教育部長　退席　－ それでは、この後の進行につきまして、委員長よろしくお願いいたします。
委員長	皆さん、こんばんは。ただ今から第２回伊勢市教育振興基本計画策定委員会を

	開催いたします。 　はじめに、事務局から本日の審議の流れ等について説明をお願いします。
事務局	－　本日の審議の流れ等　－（略）
委員長	それでは、事項書に沿って議事を進めさせていただきます。 　審議につきましては、事務局提案のとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	（「異議なし」の声）
委員長	ご異議等ないようですので、事務局提案のとおり進めさせていただきます。 　本日の会議は、「（１）各章の内容について」と「（２）その他」を議題としております。 　始めに、（１）各章の内容についての第１章から第３章まで、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、第１章から第３章までにつきまして、ご説明申し上げます。 　今回、お配りさせていただいた資料につきましては、第４期の伊勢市教育振興基本計画の素案でございます。 　この素案につきましては、これまで、第３期までの伊勢市教育振興基本計画に掲げた施策等の内容を大切にしながら、国等の動向、伊勢の課題を踏まえ、前回の策定委員会の際に、ご説明申し上げましたが、国の教育振興基本計画、三重県教育ビジョン、現在、総合教育会議で協議を行っております伊勢市教育大綱等との整合性も図り、作成したものでございます。 　次に、第４期の計画の全体構成について、ご説明申し上げます。 　この計画は、４つの章で構成することとしております。 　第１章は、計画の基本的事項、第２章は、本市の教育を取り巻く状況、第３章は、計画の基本方針、第４章は、「基本施策」と「施策」について、それぞれ記載することとしております。 　はじめに、第１章について、ご説明申し上げます。 　資料の２ページをお願いします。 　第１章は、計画の基本事項についてでございます。 　この章では、本計画の基本事項として、計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけ、計画の期間について記載しています。 　まず、「Ⅰ計画策定の背景、趣旨」には、これまでの本市の教育振興基本計画策定の経過や国の状況等、計画策定の背景となる教育の情勢を記載しております。 　次に、「Ⅱの計画の位置づけ」では、本計画が「第３次伊勢市総合計画」や「伊勢市教育大綱」の基本理念と基本目標を踏まえ、本市の教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示すもので、教育委員会が別に策定する各種計画等とも整合性のとれたものとすることを記載しております。 　次に、３ページをお願いします。 　この図は、この計画のＰＤＣＡサイクルを、下段の「Ⅲ計画の期間」では、本計画の期間を令和９年度から令和13年度までの５年間とすることとしております。

次に、第２章について、ご説明申し上げます。
４ページをお願いします。
この章では、「本市の教育を取り巻く状況」として、伊勢市や日本における、教育に関連する情勢等について記載いたしました。
本市を取り巻く状況としましては、伊勢市の少子高齢化、小中学校児童生徒の減少に関することのほか、５ページ下段のVUCA（ブーカ）時代と呼ばれる不確実性の高い時代の到来、６ページの情報を正しく使いこなす力、情報リテラシーの必要性、誰一人取り残さない教育の推進、７ページの教職員を取り巻く環境、危ぶまれる世界平和、大規模災害や感染症等への対応といった７つの視点から、記載いたしております。
なお、「Ｉ少子高齢化・核家族化等の進行」の項目にある数値につきましては、11月頃に令和７年度国勢調査の結果が公表される予定のため、その時点で修正・追記する予定でございます。
次に、第３章についてご説明申し上げます。
９ページをお願いします。
この章には、市長が、定めることとされている、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、「伊勢市教育大綱」を記載することとします。
令和９年度からの伊勢市教育大綱は、現在、市長と教育委員で構成する「総合教育会議」で協議を行っているところでございます。
現在は、第１回目の総合教育会議で示されました案を記載しております。今後の協議の進捗状況等につきましては、委員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。
次に、13ページをお願いします。
第４期教育振興基本計画の基本方針についてでございます。
基本方針としましては、教育大綱の基本理念を踏まえ、教育委員会において具体的に展開するために推進するものを「基本施策」として８項目、「施策」として25項目掲げております。
前回の策定委員会において、ご審議いただいた第４期伊勢市教育振興基本計画の施策の構成案と同様となっております。
こののち、ご審議をお願いすることとしております第４章については、ここに掲げた施策ごとに、現状、課題、取り組みなどを記載しているものでございます。
第１章から第３章までの説明は以上でございます。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長　ただ今、事務局から第１章から第３章まで説明がありましたが、このことについて、委員の皆さんからご意見・ご質問はございませんか。

Ａ委員　私から事務的なことなんですけれども、第１章の冒頭の部分で教育振興基本計画が４月に策定されたというふうに書かれているんですが、冊子等を見ると３月になっているんですけど、これは発行と策定が別の時期に行われているのでしょうか。

教育総務課長　効力というか４月からその計画が始まるということで書かさせていただいておりますが、その辺は整理させていただきたいと思います。

委員長	他にご意見・ご質問はございませんか。
Ｂ委員	４ページの少子高齢化の進行というところで、私はこども園の園長をしていますが、現在の伊勢市の０歳児は約 600 人弱で、６歳児までで約 100 人ずつ増えているだけです。幼稚園では、父親か母親のどちらかが働き、どちらかは家で保育をするという１号認定のご家庭が激減しています。共働きの家庭が大半になりつつあり、幼稚園教育がとても危機的な状況にあるということをここへ盛り込んでいただければと思います。
委員長	他にございませんか。
Ｃ委員	ウェルビーイングについて、国や県でもウェルビーイングの向上というところを根底にして基本施策とかを考えている。伊勢市もそうだと思うんですが、あえて記載されてないのは、違う方法で盛り込まれているのかなというふうに読み取らせてもらったんですがそれで良いのかということと、国の令和 10 年度からの計画では、ウェルビーイングのさらにもう一つ上の方を目指していくということなんですが、あえて載せていないのか教えてください。
教育総務課長	ウェルビーイングのことなんですが、１章から３章では出ておりません。４章以降で記載させていただいております。また、国の方でも記載があることは当然承知をしております。
Ｃ委員	この最初の部分は、全体のところにも関わってくる大事な章だと思います。そのあとの４章では、細かい部分が入ると思いますので、最初のところにも少し加えてもらうといいのかなと思います。
教育総務課長	全体の構成というか、文章の流れ等を考えながら検討させていただきたいと思います。
委員長	他にございませんか。
Ｅ委員	７ページ、Ⅳの教職員を取り巻く環境の２行目あたりで、なり手不足が深刻な問題となっておりとあるんですが、一般的にはそうだと思うんですが、潜在的にはやりたいと思ってる若者はたくさんいる。一般的には、なり手不足と言われているのは、そうだと思いますが、そのことと本市においても人員不足というのはちょっと繋がりがなく、飛躍があるのかなと思います。人員不足の原因の大元は、定員枠がないから人員が減っているのであって、潜在的ななり手はいると思うので、その辺が腑に落ちなかった感覚があります。
教育総務課長	今いただきましたご意見もどういう形になるかわかりませんが、反映させてもらうような形で考えさせていただきたいと思います。
Ａ委員	私からいくつかあります。一つは６ページの情報リテラシーの必要性についてですけれども、この辺りは表現がなかなか難しいところですが、国の議論の中でも、AIの技術自体を学校教育の中に位置づけるという方向になっています。読ませていただくと、どちらかというと否定的な表現になっているのかなというふうにも思うところもあって少し表現を変えていただけないかなと思います。 もう一つは７ページの危ぶまれる世界平和のところなんですけれども若者が戦争を体感する機会が少なくなりつつあるというふうに書かれているんですけれど

	も、戦争のない世界を作りたいという思いは一緒で体感しない方がいいような気もするという捉え方の問題だとは思うんですが、もう少し表現を変えていただけないかなというふうに思ったところです。そういう意味では、戦争の実相とか被害を学び、平和の価値を考える機会を充実させるというような表現などに変えてはどうかなというふうに思いました。私からは２点、ご検討いただけたらと思います。
教育総務課長	ありがとうございます。これまでいただいたご意見全てを検討させていただいたうえで修正し、お示しさせていただきたいと思います。
Ｃ委員	７ページの教職員を取り巻く環境のところの下から３行目、新しい学習指導要領というところの新しいという記載は、新しい国の基本計画も考えていかないといけないので、これでよいか。
教育総務課長	文章の表現を考えさせていただきたいと思います。
委員長	他によろしいでしょうか。
委員長	項目も多いので、次に進めさせていただきたいと思うんですが、もしまた何かあれば、最後にでも含めていただけたらと思います。 第１章から第３章までは、これで終了させていただきまして、続いて第４章の基本施策についてご審議をいただきたいと思います。 基本施策３から順に基本政策ごとにまた、基本施策の中で、施策が複数ある場合は、その施策ごとにご審議をいただきたいと思います。 それでは、基本政策３（１）特別支援教育の推進について、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、基本施策の説明に入る前に第４章「基本施策」と「施策」の構成について、最初にご説明させていただきます。 「基本施策」とは、教育委員会が目指していく大きな方針として位置付けられるものであり、その下に具体的な課題を解決するための取組内容として「施策」を設けております。 各「施策」は「現状と課題」「主な取組」及び「数値目標」で構成されております。「現状と課題」ではこの施策における現状や課題などを記載しております。「主な取組」では、「現状と課題」で挙げられた課題等に対応していくため、この施策において実施する取組を記載しております。「数値目標」では、施策がめざす方向性を実現させていく過程を見える化するために、分かりやすく適切であると考えられる指標と計画最終年度にあたる令和 13 年度の目標値を記載しております。 また、各「施策」の最後には関連する SDGs の項目について記載しております。 「基本施策」と「施策」の構成についての説明は以上となります。 それでは、引き続いて基本施策３「特別支援教育の推進」についてご説明いたします。資料 15 ページをご覧ください。この施策の「現状と課題」でございます。

	障害のある人への「合理的配慮の提供」の義務化や、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行されるなど、共生社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。 このような中、特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切であること、特別な支援を必要とする子どもがたちの自立と社会参画に必要となる力の育成が必要であること等を掲げております。 「主な取組」として、「特別支援教育の推進」「特別な支援が必要とされる子どもの就学への支援」及び「特別な支援が必要な子どもへの就学奨励」を挙げており、授業のユニバーサルデザイン化の一層の推進や、特別教育に関する教職員向けの研修、学習支援員等の配置を行うことによる支援、学用品費等の給与を行うことによる経済的負担の軽減等を行うこととしております。 「数値目標」としては、指標として「発達障がいを含む障がいのある児童生徒も含めた、多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提に、学級全体での指導の工夫を行った学校の割合」及び「小中学校の特別支援学級、通常の学級において作成した個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、定期的な評価・更新を行った学校の割合」を挙げております。 基本施策３についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
委員長	ありがとうございました。 ただいま事務局から基本政策３（１）特別支援教育の推進について説明をいただきましたが、このことについて委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
Ｂ委員	この５年、伊勢市は教育委員会の指導のもとに、授業のユニバーサルデザイン化を行っていただいております。それが浸透し、定着していけば、きっと 17 ページの成果指標名の学級全体での指導の工夫を行った学校の割合が 100%になると思うのですが、今の定着率や浸透率はいかがでしょうか。
学校教育課副参事	学校教育課副参事です。毎年３校ずつ委託をしており、小学校２校、中学校１校ということです。学校教育課としても同じ学校ばかりではなくて、いろいろな学校に行っていただくということを行っていること、そして、令和６年度からはその授業を公開することで、委託を受けていない学校にも広めていくということをしております。 そのことでずいぶん広がっていると感じております。
Ｂ委員	令和７年度の到達率というか。成果率が上がってきても不思議じゃないと思うんですけど、それはいかがですか。
学校教育課副参事	この令和７年度の成果率にいい数字が上がっていたら私達も本当にうれしいところなんですが、この指標の取り方として、下に説明があるように全国学調の学校調査士の中から取っておりますので、このときには記載していないというふう

	になっております。
委員長	他によろしいでしょうか。
D委員	基本的なことで申し訳ありませんが、基本施策の３、４、５、８を重点的に行い、１や２はどうするのか、そこがちょっとわからなかった。
教育総務課長	本日は、基本施策３からご審議をいただいております。１や２も当然ございますけれども、現在、事務局にて素案が出来上がったものからご審議をいただいておりますので、次回以降の会議でご審議をお願いいたします。
D委員	青少年のところが抜けておりましたので、どういう形になるのかお聞きさせていただきました。ありがとうございます。
委員長	他にございませんでしょうか。
C委員	16ページの※４のパーソナルファイルの説明文なんですが、、伊勢市子ども・子育て会議の説明文として、支援が必要なお子さんは一貫した支援を受けることができ、安心して生活できるように情報を一つにまとめることができるファイルとありますので、こちらの新しい説明文に変えていただくほうがいいかなと思います。
A委員	私から教えていただきたいのは、数値目標の成果指標の二つ目のところにですね、個別の教育支援計画と個別の指導計画について定期的な評価更新を行った学校の割合というのがあるのと、一つ目の方には十分に行った工夫を行ったかどうかを聞いているんですけれども具体的に十分に行ったという、こういった姿なんだよということが示されるのかどうかというようなこととか、定期的な評価更新っていうのは年に１回は評価して改善するかどうか検討してくださいねというようなことを教育委員会の方から今後指導していくというか、依頼していくような形になるんでしょうか。何か具体的な方策が決まっているようでしたら、教えていただけたらと思います。
学校教育課副参事	下の方の小中学校の特別支援学級、通常の学級での支援計画、指導計画の辺りについては、計画的な見直しということで事務の点検評価でもご意見をいいただいたところです。こちらについても学期ごとに保護者の方と相談しながら教育支援計画と指導計画を立てていくということを、コーディネーター会議などでも先生方に周知しておりますので、そのような具体的な見直し、回数、評価更新を行ったっていうあたりも数値を上げながら、これは伊勢市教育委員会独自の調査内容ですので取っていきたいと考えております。 上の方はですね、全国学調の文言をちょっと使っておるので、十分に行った、一部行った、全く行っていないという三つの選択になってくると思うんです。そのあたりも結果を見ながら、視覚支援とかその辺の周知が必要なようでしたらまた調整も考えていきたいと思います。

委員長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
委員長	それではないようですので、基本施策３（１）特別支援教育の推進については、これで終了させていただきます。続いて基本施策４（１）いじめや暴力のない学校づくりについてご審議をいただきたいと思います。 まずは事務局から説明をお願いいたします。
教育総務課長	それでは、基本施策４「誰もが安心して学べる教育の推進」（１）「いじめや暴力のない学校づくり」についてご説明いたします。18 ページをお願いします。 まず、「現状と課題」でございます。現在、SNS 上での無視や悪口、人間関係のトラブルといった「目に見えにくい・発見しにくい」いじめやトラブルが全国的に増加・多様化している状況等がございます。このような中、子どもたち自身がいじめの防止や解決に向けて自らできることを主体的に考え行動する力を育むことの重要性等を掲げており、いじめの正確かつ積極的な認知と早期発見・早期対応、いじめの未然防止のための各種取組を行っていくことを施策の方向性としております。「主な取組」として、「いじめや暴力をなくす取組の推進」「相談体制の充実」「いじめの実態把握と組織的な対応の推進」及び「教職員を対象とする研修の充実」を挙げており、子どもたちのよりよい人間関係づくりを進めること、情報モラル教育の推進、専門的な教育相談の充実、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた学校全体での組織的な対応を進めることなどとしております。「数値目標」としては、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと考える児童生徒の割合」及び「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合」を挙げております。令和 13 年度に達成を目指す数値については記載のとおりとなっております。 基本施策４（１）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
委員長	ありがとうございます。 ただいま事務局から、基本政策４（１）いじめ暴力のない学校作りについて説明をいただきました。 このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
D委員	ピンクシャツ運動というのは、実際に行われているんでしょうか。
学校教育課副参事	各学校でいじめ防止月間の取り組みということで、ほとんどの学校で呼びかけて実施していると聞いております。
E委員	実際私の早修小学校ですけども、１学期の５月に一斉にやりましょうねっていうような期間がありまして、そのときに教員も子どもたちもできるだけピンクのシャツを着てきたり、ピンクのリボンを巻いたりしています。発端はアメリカのどこかの学校でピンクのシャツを着てきた男の子がいて、その子はピンクのシャツだと言ってからかわれたそうなんです。周りの子たちがそれはおかしいという

	ことで、ピンクのシャツを着て、その子を守った。それが発端で、ピンクのシャツを着ることをみんなで一斉に着て、いじめ撲滅に対する機運を高めようというような運動らしいです。それが日本に入ってきて、伊勢市でも取り込んでいって、私の学校でもそれをやりました。 みんな楽しい気分になって、私たちの学校でもいじめ撲滅に対する機運が高まりましたし、他の学校でもやっていると思います。
D委員	それは年に１回ですか。
E委員	運動期間は１回です。
D委員	効果は出ますか。
E委員	１回きりだとデモンストレーションみたいになってしまうけど、やっぱりそういう気持ちをずっと続けていくことが大事だと思っています。きっかけ作りにはなっていると思います。
D委員	年に何回かやるといいかもしれませんね。
学校教育課副参事	補足させていただきますと、年２回、４月と 11 月を防止月間としておりまして、それ以外はいじめ防止のスローガンを全小中学校で作ってですね、ホームページに掲載するといった取り組みも行っております。
委員長	他にいかがでしょうか。
F委員	数値目標のいじめは、どんな理由があってもいけないことだと考える児童生徒の割合は、96.1%で、※１の全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合は 3.9%となっている。小学校は 98%で、２%は１年生や２年生の頃は分からなくても仕方ないかなと思うんですけど、中学生の 3.9%はいじめをまだいいんだとは言わないけれども無記名なので誰か分からないということなんですがそのように思っている生徒がいるということですよね。
学校教育課副参事	毎年 100%を目標に掲げているんですが、今まで 100%になったことはございません。ですので、評価指標として 100%にできるようにということで考えております。
F委員	これを 13 年度に 100%にもっていくという目標は分かりますけど、この 3.9%をどうやって 100%にもっていくんですか。
学校教育課副参事	それにはですね、人権学習でありますとか、様々な学校教育活動全体を通して、取り組んでいくしかないとそのように考えております。
F委員	というのはずっとやってますよね、今も。もっと変えないとこの 3.9%、変わらんような気がする。今までと一緒のことをやっとって今よりちょっと回数を増やしたとしても、この 3.9%、すごいでかいと思うんです。目標は 100%ということなんですが、どうやって 100%にもっていくんですか。

学校教育課副参事	貴重なご意見ありがとうございます。もちろん100%を目指していくべきだというふうに思っておりますし、数値目標として掲げておりますので、この改善等を含めて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。
C委員	その件でなかなか100％にならないというのは、本当に現場でも何とかせないかんって思っております。日々のところでどうしたらいいか、早期発見したら何とかなるのかとか、本当に必死こいて私達はするんですけども、今回、事務局の方でSNS、スマホとかでいじめが起こってくることがあるので、伊勢市全体で指導を入れるように新しい動きをしてもらったっていうのは、大きな動きかなと思うんですが、ここには書かれてないんですけれどもやっぱりこの3.9%、100％にならないっていうのは、大きな問題ではないかと現場でも考えています。
A委員	私から１点ありまして、現状と課題のところで、今の第３期のものの中には被害者の方が相談してきた子たちが保護されるような表現を入れていただいたんですが、今回提示していただいたものの中にはちょっとそういった文言がなくなっていてですね、現状と課題ですので、必ず書かなければならないということではないということは私も理解しているんですけれどもそういった方針を示す中には、本質的な取り組みという対応という部分とかも入れていただきたいなというふうに思いました。意見として述べさせていただきます。 ちなみに先ほどＦさんからご指摘いただいたこの児童生徒の割合っていうのは変化なかったですか。それとも改善してきているんでしょうか？
学校教育課副参事	年度によってですね、90%後半を改善する年もあれば、多少下回る年、これは小中学校においても様々、大体90%後半で推移をしておりますけども、そういう状況です。
委員長	わかりました。ありがとうございます。 他によろしいでしょうか？
委員長	それではないようですので、この基本施策４の（１）いじめや暴力のない学校づくりについてはこれで終了させていただきます。 続いて基本施策４（２）不登校児童生徒への支援についてご審議をいただきたいと思います。 まずは事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、基本施策４（２）「不登校児童生徒への支援」についてご説明いたします。 資料20ページをご覧ください。 この施策の「現状と課題」としては、不登校児童生徒が増加傾向にあること、要因や背景が複雑化・多様化しており、本人やその保護者への支援に加え、新たな不登校を未然に防ぐ取組が必要であること等を挙げており、誰一人取り残さない学びの保障を目指し、児童生徒が安心して過ごせる多様な学びの場を確保するよう努め、学びたいと思った時に学べる環境を整えることを施策の方向性としております。 「主な取組」として、「誰もが安心して学ぶことができる学校・学級づくりの推進」及び「学校外の教育相談・支援体制の充実」を挙げており、スクールカウンセラー等を活用した学校の教育相談体制の充実へ取り組むこと、教室に入りづらい児童生徒に対し、自分に合ったペースで学習等ができる環境の整備を行うこと、教育支援センタ

	ーにおける訪問型の支援の実施などとしております。 「数値目標」としては、指標として「欠席日数 50 日以上の不登校児童・生徒が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた割合」を挙げております。令和 13 年度に達成を目指す数値については記載のとおりとなっております。基本施策４（２）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
委員長	ありがとうございました。ただいま事務局から基本施策４（２）不登校児童生徒への支援について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
G委員	中学生の娘がいるんですけども、子どもから学校に不登校の女の子がいるっていう話を聞かしてもらってまして、自分も子どもと同じ中学校出身で当時自分が中学生の頃は、７クラスあったんですけど、不登校の子がいたのかあまり記憶がありません。自分の娘の学年は４クラスなんですけど、各クラスに何人かいるというのを聞いて、いろんな理由があるとは思うんですけど一番多い原因っていうのは何なんですかね。
教育研究所長	不登校の一番多い要因ということなんですが、これと言ってはっきりとしたものがないということが多くなっております。もちろん不安であったりとか、なかなか学校の生活に馴染みにくかったりとか、それぞれに理由がございまして、今よく言われているのが、不登校になるきっかけはあるんですけれども、それまでにご自身がつまづいている、勉強かもしれない、友達とのことかもしれない、いろんなことにつまづきながら最後不登校になったきっかけは、友達と何かトラブルがあったかもしれない、勉強が難しかったかもしれない、ちょっとした先生の声かけかもしれない、いろんなことがあるんですけれども、そこが積み重なって、もうこれ以上自分の心が耐えられないということで不登校になっているというようなことが考えられるかなと思いますが、本当に何が原因っていうのは難しいと言われております。
G委員	不登校の状態でサポートして、立ち直った子どもたちもいると思うんですけど、何%ぐらい立ち直れたとかありますか。
教育研究所長	いろいろあるんですが、伊勢市の方では、ネストルームサポーターを小学校の方につけております。７校取り組みをしているんですけれども、令和７年度では、ネストルームに通っていた子、なかなか教室入りづらかったという子は、数値としては半分ぐらいは教室に戻れています。それから毎年、文部科学省が不登校の調査を行っておりますが、その調査の中で昨年度不登校にカウントされていた子がどのぐらいかっていうのを調査しております。それでは、やはり一度不登校になってしまうと小学校では、去年も不登校で今年も不登校だったという子どもが 50%台ぐらい、中学校では 60%台ぐらいの結果が出ております。 なのでなかなか難しいところもあるんですが、考え方として、不登校ではあるんですけれども、学校行くだけがもうゴールと考えずに、最終的に社会的な自立した社会で生きていけるそんな力をつけるためにどんなふうにしていけばいいかっていうところもですね、大事にしながら支援を行っているところでございます。
H委員	22 ページの成果指標のところなんですが、これはスクールカウンセラーさんとかソーシャルワーカーさんが指導や相談をしたっていう実績じゃないかなと思って。本来

これは、指導や相談とかを受けた結果、子どもがどうなったかっていうことを私は指標に入れるべきだと思うんです。さっき説明をいただいたと思うんですけど、そういう相談を受けたから、子どもがちょっと立ち直ったっていう言い方が適切かどうか分からないですけども学校に来れるようになったっていうのを成果とする数値として出した方が分かりやすいし、実際にその指導される方のことも考えるとそういうのが結果として出てくるのがいいのかなと思います。

教育研究所長　この指標を入れた理由なんですけれども実は不登校になったお子さんたちにとって大事かなというふうにすごく感じていることが不登校になり、家の中に閉じこもってしまって、そして例えば家族と喋ることはあるかもしれないんですけど、外部との繋がりが途切れてしまうということが一番不登校を長引かせてしまったり、もしかしたらそのまま引きこもりになってしまうという心配が一番多くなると言われることが多いんです。

そこでできるだけ早い段階で、例えば学校でも、学校外でもいいんです、それから、先ほどスクールカウンセラーとか言っていただいたんですけれども、スクールカウンセラー等だけではなく、例えば外部の福祉的なところでもいいですし、何かどこかに繋がる相談をする、そういう機会をもってほしいなと、そういうふうな支援をしていきたいなっていうところで、このような指標を入れております。

そしてこの指標なんですけれどもそこの注釈のところに書かせていただいておるんですが、文部科学省の調査で毎年行っているものでありますので、70％とか65%の数値を記載しているんですが、本当はもっと上げたいところなんです。家の中に閉じこもっているのではなく、何か外と繋がりをもっておくっていうようなことが確実にっていうのを本当は目指したいところではあるんですがちょっと急にですね、そんなに上げるのは難しいかなっていうところで繋がりを持ってほしいという思いをここの成果指標の方で出させていただいてるっていうところでございます。

E委員　Hさんがおっしゃったのは非常に納得しまして、受けたことによって解決されるというか学校に近づくというかあるいは社会的自立に繋がるようなことが指標になるべきだと僕も思います。

でも一方で、村井所長がおっしゃったように、僕のクラスあるいは学校にもそういう不登校というか、不登校に近いようなお子さんもいますけども、本当に自宅にこもってしまってる時期があって、でも、スクールカウンセラーさんが月１回来てくださいます。それをきっかけにお母さんが一緒に行こうやっていうことで、学校に足を運んだり、戻ってくる一つのきっかけになるというのも事実なので、そういう指標とか客観的に数字に挙げるのも上げ方としてあるのかなっていう気がしますので、これでいいのかなという気はします。おっしゃりたいことは納得です。

委員長　他にいかがでしょうか。

委員長　ないようですので基本施策４（２）不登校児童生徒への支援についてはこれで終了させていただきます。

続いて基本施策４（３）学校安全に関する取組の充実についてご審議をいただきた

いと思います。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長　それでは、基本施策４（３）「学校安全に関する取組の充実」についてご説明いたします。資料 22 ページをご覧ください。

この施策の「現状と課題」としては、南海トラフ地震を始めとした大規模災害から、子どもたちの命を守るための学校における防災教育の必要性や、通学路の安全確保の必要性等を挙げており、実践的な災害対応力の向上や地域社会全体で子どもたちを守る取組を進めること等を施策の方向性としております。

「主な取組」として、「学校安全に関する取組の充実」、「防災ノートを用いた防災学習の実施」、「防災・防犯等の危機管理体制の整備」及び「通学路の安全確保」を挙げており、交通安全・防犯教室の実施防災に関する正しい知識を得るとともに、主体的な行動ができる子ども育成を目指した取り組み、警察等の関係機関と連携を強化し、通学路の安全確保を図ることとしております。

「数値目標」としては、指標として「「家庭」や「地域」と連携した防災の取組実施の小中学校の割合」、「学校安全ボランティア登録者数」及び「通学路の安全対策実施箇所数」を挙げております。令和 13 年度に達成を目指す数値については記載のとおりとなっております。

基本施策４（３）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長　ありがとうございました。

ただいま事務局から基本政策４（３）学校安全に関する取組の充実について説明がありましたが、このことについて、委員の皆さんからご意見、ご質問はございませんか。

Ｄ委員　学校においては、防災教育を通じて、子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけるため、大規模災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力、これ東日本とか大きな災害においては、中学生、高校生あたりが非常に力を発揮してもらっています。こちらがしてあげるばかりじゃなくて、自分たちが生きて、そしてちゃんとした生活を送れて、災害から身を守る。それから身内を大事にするとか親を大事にするとかいろんな形がありますのでここのところでもうちょっと地域と一緒になってやるというところを上げてもらってもいいかなと思います。子どもたちのほうが本当に力がありますし、機転も利きますし、高齢者になるとどうしようかなと思ってもそういう人たちがちゃんと助けてくれたりとか、引っ張ってくれたりします。こちらがしてあげるばかりじゃなくて、彼らが立ち上がってくれるのを期待しています。

委員長　他にいかがでしょうか。

Ｆ委員　成果指標のところで、家庭や地域と連携した防災の取組実施の小中学校の割合とあるんですが、小学校や中学校は地域で何をやってるんですか。具体的に教えてください。

学校教育課副参事	家庭や地域と連携した防災の取組を実施した小中学校の割合ということで、学校や地域にもよるんですが、例えば、まちづくり協議会さんと一緒になって避難訓練とか、防災に関する取組をやっている学校もあったりとか、保護者の方と協力して一緒に防災に関する取組を学校で行っているようなところもあります。
Ｆ委員	引き渡し訓練とかそういうものですか。
学校教育課副参事	引き渡し訓練以外に行っているところもあります。地震が起きたときとか、地域の中でもテントを立てる練習だとか避難所の訓練をしたりとか、そういう取り組みを行っているところもあります。
Ｆ委員	私、宮山小学校なんですけど、見たことがない。厚生中は、以前にかりだされて行ったことがあるんですが。
Ｉ委員	私、浜郷なんですけど、まち協では 10 年ぐらい前から避難所運営ゲームを小学校６年生を対象に毎年１月末にやっているんです。アドバイザーもついていただいて、まち協で防災の取り組みが進んでいますので、地域との連携をもっとやっていただいたらいいかと思います。
Ｆ委員	成果指標の 93.8%に入っていなかったら恥ずかしいし、やっているかも分からないけど、地域のことを実際にやっているのでもっとかりだしてもらってもいいかなと思って。声かけてもらったら何なりと。こっちが引っ張っていくのは違うかもしれないけどお手伝いとかできるんやったら。この間、千葉で大雨があって、1000 ミリの雨が降っても大丈夫なようなハザードマップが作ってあって、みんな使っていたとのことなので、ハザードマップも見直さないかんのかなというふうに思って、それはどこがするんですか。
学校教育課長	窓口は市長部局の危機管理課となります。校長先生にも防災教育を地域と一緒にやりましょうと伝えておきたいと思います。
委員長	他にいかがでしょうか。
H委員	ちょっと質問ですけども、24 ページの通学路の安全対策実施箇所数っていうのは、件数的には、小中学校の数は 32 校あると思うんですけど、それと比べるとちょっと少ないかなと思うんですが、これはどういう規模の対策をされたことを１箇所として数えるんですか。
学校教育課副参事	交通安全プログラムは、教育委員会も入っているんですが、地域の方々とか警察、市役所の中の基盤整備課とかいろんな機関が入っているところでみんなで集まって交通安全について考えて、道路の例えば、横断歩道の塗り直しとか看板の設置とかを考えているところです。この１箇所についてもご意見いただいたように大きいものから小さいものまであるかと思います。ガードレール付けるとか信号だとか、それぞれを１箇所と考えられますので、大小といいますか、一つ一つによって違ってくるものがあるのかなと思います。
H委員	ありがとうございます。最近、ストップマークの張替えとかもしたんですけども、もらいに行っても４枚しかくれなくて、もうちょっとくださいって言ったらあと２枚

しかくれなかったんですよ。そういうのもあるんで、そういうのも数えてるのかなとちょっと不思議に思ったところと、あとはこのPTAの活動をやってますとやっぱり交通安全でここは危険だと言われるところは毎年同じところがある。それをどういうところに相談したらいいかとかその辺もPTAのほうではあまりよくわかってないところもあっていろいろ議員さんに頼んだりとかもお願いしたりもするんですけども、私も同じところでPTAも６年も７年もやってますけど、一向に変わらないんですよ。
なので、そういうのをこういうところに何か入れられる仕組みっていうのを検討していただきたいなっていうところはあります。

委員長　事務局から何かありましたら。

学校教育課副参事　補足させていただきます。交通安全プログラムで地域の方やPTAの方と危険箇所を回ったりしてまして、危険箇所がありますと学校の方から年に２回、危険箇所を上げてもらう形になります。
そこで関係機関と会議をもちまして、具体的に対策ができるかどうか、内容によっては、例えば横断歩道をつけてほしいとか信号をつけてほしいという場合でも警察の事情でどうしても無理やというケースもあるんです。毎年やってますので、年々対策箇所が減ってきているといいますか、令和７年度23箇所、少なく見えるんですけどもこれまで対策してきた箇所を合計すると非常に多くの箇所で対策を進めているということになります。

委員長　他にいかがでしょうか。

Ｉ委員　通学路の安全ということで学校ボランティア、コースボランティアは、今どれくらいいるのか。私も学校ボランティアで毎朝立っているんですけれども浜郷地区もかなり少ない。やっぱりボランティアですので、かなり少ないんですけど、どのくらいいるのか。

学校教育課副参事　令和７年度の数字として495人と上げさせてもらっているんですが、実は令和８年度についてはここから30人ほど下がっているところです。やはり高齢化であったりとか定年延長といいますか、ご年配なられても働かれるというような形で人数が減っているところです。ただ学校としましても、非常にボランティアの方の力は大きくて、子どもたちが安全に登校するためにはお願いしたいところでございますので、学校長から自治会にお願いさせていただいたり様々な形で協力をお願いしているところです。今後もよろしくお願いいたします。

Ｉ委員　浜郷のまち協ですが、安心安全委員会というのがありまして、それがPTAとまち協の役員さん等で、毎年11月にいろいろ話し合いをしてチェックをして、ここは危険だということをまとめまして、学校を通じて情報を提供しておるんですが、かなり要望がたくさんあるのか、要望を聞き入れていただくのがかなり遅いんです。
私も毎朝立っていて、ここにグリーンゾーンを作ったらいいのになとか思ってもそれをやっていただくのも遅い。今年、通学路に路側帯のラインを書いていただいたんですが、子どもたちが通学時にそこから出たらいかんということも意識してくれてかな

り効果があったんですよ。だから、たくさんあるかと思いますが、さらに進めていただきたいと思います。

D委員　先程、組織うんぬんという話がありましたが、私は小俣中学校を任せてもらっています。小俣には中学校が１校ですけれども、伊勢市内には中学校が 10 校ありますし、中学校でそれぞれの活動をしていただきながら、うちの小俣の場合はもう合併前からですけど、合併後も PTA の方に働きかけをしまして、PTA が夏休みに各通学路の危険箇所を点検してもらっています。そして、それを健全育成の方に挙げていただく。そしてまた、自治会さんも危険箇所を挙げられるという形で、以前は信号機などは、三重県では１年に３機しかつかないけども、１機をつけていただいたこともありました。

いろんなところを改善してもらっておりますけども、今伊勢市内を見ても白線がもう全くなくて、車はどこで停まったらいいのか分からない。危ないようなところがたくさん出ておりますので、毎年毎年、積み重ねて挙げていくというような形で、自治体とも話し合う、PTA にも入っていただいて、お話をさせていただき、危険箇所を点検させていただきながら、そこをお願いしたいという形で挙げさせていただいております。

委員長　他によろしいでしょうか。

委員長　それではこれで学校安全に関する取組の充実は終了させていただきたいと思います。

続いて基本施策４（４）経済的理由により就学困難な家庭に対する支援についてご審議をいただきたいと思います。

まずは事務局から説明をお願いします。

教育総務課長　それでは、基本施策４（４）「経済的理由により就学困難な家庭に対する支援」についてご説明いたします。資料 24 ページをご覧ください。

この施策の「現状と課題」としては、自然災害や社会・経済情勢の変化等により家計が急変する事態が発生しており、柔軟な対応が求められていることとしており、経済的に困っている家庭に必要な援助を行っていくことを施策の方向性としております。

「主な取組」としましては、「就学援助費の支給」及び「奨学金の支給」を挙げており、経済的に困っている家庭への学用品費等の一部を援助すること、社会に貢献する有用な人材の育成を目的に奨学金の支給を行うことなどとしております。

「数値目標」としては、指標として「経済的理由を要因とした長期欠席の児童生徒数」を挙げております。令和 13 年度に達成を目指す数値については記載のとおりとなっております。

基本施策４（４）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長　ありがとうございました。

ただいま事務局から、基本施策４（４）経済的理由により就学困難な家庭に対する支援について説明をいただきました。

	このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。
D委員	上から５行目の本市では小中学校に通う児童生徒がおりという文章がおかしいなという気がします。 それからもう一つ、取組内容のところにも、公立小中学校に通う児童生徒がおりというところの文章の繋がりがおかしいなと思いました。
委員長	またご検討いただきたいと思います。 他にいかがでしょうか。
委員長	それではないようですので、基本施策４の（４）経済的理由により就学困難な家庭に対する支援についてはこれで終了させていただきます。 続いて、基本施策５（１）地域とともにある学校づくりについてご審議いただきたいと思います。 事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、基本施策５（１）「地域とともにある学校づくり」についてご説明いたします。資料 26 ページをご覧ください。 この施策の「現状と課題」としては、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育んでいくことが求められていること、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子どもたちが、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要性があること等を挙げており、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動や、ともに地域を創生する活動を進めること並びに地域の実情に応じながら、中学校における部活動の地域連携・地域展開を進めていくこと等が必要であるとしております。 「主な取組」として、「地域とともにある学校づくりの推進」、「地域人材活用の推進」及び「適切な部活動運営」を挙げており、学校評議員、保護者等の意見を幅広く聞き、学校経営の改善を図っていくとともにホームページ等で学校の教育活動を積極敵に発信していくこと、地域の人材を活用し、登下校における子どもたちの安全や学校生活の充実を図ること、持続可能な活動環境を整備し、段階的な地域連携、地域展開を図り、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保につなげていくこととしています。 「数値目標」としては、指標として「学校と地域や保護者の相互理解が深まった学校の割合」を挙げております。令和 13 年度に達成を目指す数値については記載のとおりとなっております。 基本施策５（１）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
委員長	ありがとうございます。ただいま基本施策５（１）地域とともにある学校づくりについて説明をいただきました。 このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。
委員長	ないようですので、これで基本施策５（１）地域とともにある学校づくりについてを終了させていただきます。

	続きまして、基本施策５（２）教職員の資質向上とコンプライアンスの推進についてご審議をいただきたいと思います。 事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、基本施策５（２）「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」についてご説明いたします。 27 ページをご覧ください。 この施策の「現状と課題」としては、教職員は、これからの社会を担う子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者として必要な資質・能力を身につける必要があること、教職員一人ひとりがコンプライアンスを自分事として捉え、高い倫理観をもって自らを厳しく律することが必要あること等を挙げており、信頼される学校教育を実現するとともに、誰もが安心して通える学校環境を構築にむけて、学校において一層の取り組みを推進していくこととしております。 「主な取組」として、「教職員研修講座の充実」、「教育研究支援」及び「校内でのコンプライアンス研修の支援・充実」を挙げており、教職員研修講座を充実させること、教職員一人ひとりが主体的に学ぶ研修を実施し、人間性・資質の向上を図ること、校内でのコンプライアンス研修の実施の働きかけ、資料の提供などを行い、教職員のコンプライアンスの意識の向上を図ることとしております。 「数値目標」としては、指標として「教職員研修講座への延べ参加人数」及び「校内でコンプライアンス研修を実施した小中学校の割合」を挙げております。令和 13 年度に達成を目指す数値については記載のとおりとなっております。 基本施策５（２）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
委員長	ありがとうございました。ただいま事務局から基本施策５（２）教職員の資質向上とコンプライアンスの推進について説明をいただきました。 このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。
Ｅ委員	27 ページ、現状と課題から７行目です。「今後、多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており」に関して、内容については問題ありませんけれども、文章表現でこうしたらどうかなっていうのを申し上げます。多くの経験豊かなっていうのが、多くの経験で読んでしまうので、多くの教職員にかかりたいのであれば改善意見ですが、「今後、経験豊かな教職員の退職が多数あるいは多く」に書きぶりを変えたら読みやすいんじゃないかなと思いました。
委員長	ありがとうございます。ご検討いただけたらと思います。 他にございませんでしょうか。
Ｄ委員	数値目標のところの教職員研修講座への延べ 880 人なんですけど、令和７年度は、ちなみに教職員は何人いたんでしょう。
学校教育課副参事	令和７年度は、660 人います。
委員長	他にいかがでしょうか。

委員長	それではないようですので基本施策５（２）教職員の資質向上とコンプライアンスの推進についてはこれで終了させていただきます。 続いて、基本施策５（３）教職員が働きやすい環境づくりについてご審議をお願いします。 まずは事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、基本施策５（３）「教職員が働きやすい環境づくり」についてご説明いたします。資料 29 ページをご覧ください。 この施策の「現状と課題」としては、子どもや保護者等の価値観は年々多様化し、学校への新たな要望・意見も増加していること、学校が抱える課題はますます複雑化・多様化し、教職員は日々対応に追われている状況にあること、OECD の調査によると、加盟国等の中で総勤務時間の合計について日本が最も長いとの結果が出ていること等を挙げており、適切な学校運営マネジメントを行い、総勤務時間縮減に取り組み、学校における働き方改革を推進することや、教職員一人ひとりが悩みや不安感を抱え込まないよう、職場全体での組織的な体制を構築すること等が必要であるとしております。 「主な取組」として、「時間外在校等時間削減に向けた取組」、「専門スタッフや外部人材等の活用」及び「教職員の健康管理対策とメンタルヘルス対策」を挙げており、時間外在校等時間の上限の遵守の徹底、非常勤講師、部活動指導員等を配置することにより指導体制の充実を推進し、教職員の負担軽減の支援の取り組みを進めることとしております。 「数値目標」としては、指標として「時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）以下の教育職員の割合」及び「在職者に占める精神神経系疾患による休職者の割合」を挙げております。令和 13 年度に達成を目指す数値については記載のとおりとなっております。 基本施策５（３）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
委員長	ありがとうございました。 ただいま事務局から、基本政策５（３）教職員が働きやすい環境づくりについて説明がありました。 このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。
Ｂ委員	教育委員会の座ってみえる方と一緒で僕も教師時代は休みがない感じで、教師やスタッフを増やしてもらう努力をお願いしたいのと、もう一つここへ働きやすくなるかどうか分からないけど、カスタマーハラスメントが起こったときの対応を管理職等がリーダーシップをとって、教職員を守るようにしていただける文言が入らないかなと。ここしか入らないかなと思いながら、あってはならんことですけど、やっぱりこの時代ですので、カスタマーの PTA の方々が目の前に座っていらっしゃいますけど、どっかに入れていただくと働きやすいというか、そういうのが入るんじゃないかなと思いますので、考えていただければなと思います。

委員長	ありがとうございます。ご検討いただきたいと思います。 他にいかがでしょうか。
A委員	ご意見いただいたコンプライアンスに関わるようなことかなと思いますので、そのところにもし反映できるのであれば反映していただきたいということと、数値目標で45時間以下というのが示されていますが、国としては30時間以下を目指すというふうに目標としてはされていますので、次の改定のときにはですね、30時間以下というように掲げられるようになっていくといいかなと思います。
委員長	それではないようですので、これにて基本施策５（３）教職員が働きやすい環境づくりについては終了させていただきます。 続いて基本政策５（４）教育環境の整備・充実についてご審議をいただきたいと思います。 事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、基本施策５（４）「教育環境の整備・充実」についてご説明いたします。 資料30ページをご覧ください。 この施策の「現状と課題」としては、子どもたちが、安全で安心かつ時代に即応した快適な教育環境の中で学習していくことが望まれていること、子どもたちに安全・安心な給食を提供するためには、衛生的・持続的に給食調理が行える環境を整える必要があること等を挙げており、施設・設備の耐久性、機能性及び性能の向上または修繕等の維持管理を計画的かつ効率的に行っていくことや、調理機器等の更新や設備の充実を図るとともに安定した給食提供体制を確保すること等が必要であることとしています。 「主な取組」として、「施設・設備の老朽化対策と教材備品の充実」及び「給食施設・設備の充実と給食提供体制の確保」を挙げており、施設の老朽化対策、バリアフリー化などを計画的に進めるとともに、教材備品の充実を図り、学習環境を整えること、給食施設・設備の充実、調理士の育成など給食提供体制の確保に努めていくこととしています。 「数値目標」としては、指標として「学校施設の不具合により学校生活に支障をきたした件数」を挙げております。令和13年度に達成を目指す数値については記載のとおりとなっております。 基本施策５（４）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
委員長	ありがとうございました。 ただいま事務局から基本施策５（４）教育環境の整備・充実について説明をいただきました。 このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。
委員長	ないようですので、基本施策５（４）教育環境の整備・充実についてはこれで終了させていただきます。 続いて基本施策５（５）小中学校の適正規模化・適正配置についてご審議をいただきたいと思います。

まずは事務局から説明お願いいたします。

教育総務課長　それでは、基本施策５（５）「小中学校の適正規模化・適正配置」についてご説明いたします。資料 31 ページをご覧ください。

この施策の「現状と課題」としては、市内の児童生徒数が年々減少しており、学校の小規模化がさらに進むと、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営においてさまざまな問題が生じることが危惧されている中、保護者や地域住民に対して十分な合意形成を図った上で、児童生徒の心理面のサポートや通学路の整備及び通学支援を実施しながら学校統合を進めていくことを施策の方向性としております。

「これまでの実績」として、平成 29 年４月以降に実施した伊勢市の小中学校の統廃合等の実績を表のとおり記載しております。

「主な取組」として、「小中学校の適正規模化・適正配置の推進」を挙げており、伊勢市立適正規模化・適正配置基本計画の基づき、学校統合を進めることとしております。

「数値目標」としては、指標として「第１期学校統合の取組」を挙げており、令和 13 年度までに「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」の第１期学校統合の完了を目指しております。

基本施策５（５）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長　ただいま事務局から基本施策５（５）小中学校の適正規模化・適正配置について説明をいただきました。

このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。

Ｂ委員　私、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画の立案等々に関わったんですけど、もう伊勢市の急激な少子化がこの基本計画を追い越してると思うんです。破綻しつつあると思うんですよ。ですから、質問としては二つ、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画を見直すことを考えてみえるのか。もう一つは、もし統合するんやったら、他市町でやってるように義務教育学校の設立を考えてみえるのか。二見小中が一番いい例だと思うんですよ。まだ来期の学校統合がしっかり終わってないのに申し訳ないんですけど、お答えください。

学校施設整備課長　まずですね、計画の方の見直しでございますが、今現在取り組んでおりまして、ここに見えるＨ委員さんにも委員になっていただいて、８年度中の改定を目指しております。こちらの基本計画につきましても、望ましい学級数という国の基準をとてもじゃないですけど、児童数が減りすぎてまして、見込める状況ではないということで、望ましい学級数よりも国の方の手引きにもあるんですが、望ましいよりもちょっとゆるい感じの必要な学級数というか、そういったものを基準に今後の伊勢市の適正な規模を考えていきたいという形で議論いただいているところでございます。

また、一貫校であるとか、義務教育学校、佐賀県では結構そういった取り組みもありますし県内でもいくつか取り組んでいる自治体がございますので、そちらの方も参考にしながら、二見ですね、連携校として存続しておりますが、そういったものを参

	考にしながら、今現在検討しているところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。
委員長	他にございませんでしょうか。
委員長	ないようですので、基本施策５（５）小中学校の適正規模化・適正配置についてはこれで終了させていただきます。 続いて基本施策８（１）スポーツの推進についてご審議をいただきたいと思います。 事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、基本施策８「スポーツの推進」についてご説明いたします。 33 ページをご覧ください。 この施策の「現状と課題」としては、日常生活においてスポーツを行っている市民の割合が全国平均を下回っており、さらなるスポーツ実施率の向上に取り組んでいく必要があること等を挙げており、スポーツを健康増進・体力維持だけでなく、仲間とのコミュニケーションや地域とのつながりの創出、さらには地域社会の活性化につなげていくことや、スポーツ施設について安全・安心に利用できる環境を確保するとともに、施設の適切な維持管理と計画的な更新・改修を進めていくこと等を施策の方向性としております。 「主な取組」として、「スポーツができる環境の充実」、「スポーツ関係団体の連携・強化」及び「スポーツ施設の利便性の向上」を挙げており、各種教室やスポーツイベントを開催し、スポーツ活動の充実を図ること、インクルーシブスポーツのの普及を目指し、誰もが楽しく体を動かせる機会を提供すること、スポーツ関係団体との連携を強化し、競技スポーツの振興を図ること、市民ニーズの把握に努め、安全で快適に利用できるスポーツ施設として維持管理、整備を進めることとしております。 「数値目標」としては、指標として「週１回以上のスポーツ実施率と 20～50 歳代のスポーツ実施率」及び「総合型地域スポーツクラブの会員数」「主要な市営スポーツ施設の稼働率」を挙げております。令和 13 年度に達成を目指す数値については記載のとおりとなっております。 基本施策８についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
委員長	ありがとうございました。 ただいま事務局から基本施策８（１）スポーツの推進について説明いただきました。 このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。
Ａ委員	質問なんですけれども、数値目標のところで、20 歳から 50 歳代のスポーツ実施率というのを取り上げられて設定されているんですけれども、このことについてはどのような理由があってということを教えていただけたらと思います。
スポーツ課長	今ですね、国においてもですね、第４期スポーツ基本計画を策定しておる段階で、現在策定途中ではありますが、中間報告というのものが出ており、それを参考にさせていただいておるところがございます。国が今、報告しております内容としましては、子育て、働き盛り期、この年代のスポーツ実施率が低いというところで、スポーツ庁

	においてもですね、この年代のスポーツの実施率を目標値として高めていこうというような考えがあります。それに基づきまして、伊勢市のスポーツ推進計画の方でも第４期においては盛り込もうと考えております。
委員長	ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。
H委員	基本施策５（１）のところにもあったんですけども部活動の問題がやっぱりちょっと何かちょっと薄れてるんじゃないかなと思って感じてました。なんていう言い方が正しいか分からないんですが、地域移行とか地域展開とかっていう話があると思うんですけど、ここのスポーツの部分はやっぱり小学生、中学生のことも考えてあげて、そのあたりはもう少しこっちの方にそれを記載するとか、先程、年代の話もあったと思うんですけどもちょっと何か不自然な感じがしました。
スポーツ課長	貴重なご意見ありがとうございます。中学校の部活動の地域展開、地域連携につきましては、基本政策５でも謳われておるところではあるんですけども、先ほども申しましたように第４期のスポーツ推進計画の協議をしておるところでありまして、Ｉ委員もですね、この会議の場に出席いただいていろいろご意見をいただいておるところですけども、スポーツ推進計画の策定協議の中でですね、地域展開の内容も盛り込んでみてはどうかというようなご意見もありました。そういったところも踏まえまして、この教育振興基本計画の方にも盛り込むかどうかというところも事務局の方とも検討をさせていただきたいと思います。
委員長	他にございませんでしょうか。
委員長	先ほども質問させていただいたことも関わってますので、20 歳から 50 歳代を対象の目標にするというで、できれば現状と課題のところにそこを課題にした理由について一文でも触れていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。 他にいかがでしょうか。
Ｅ委員	ちょっと一つまとまってなかったので、言い逃したところがあるんですが、30 ページの施策（４）教育環境の整備・充実のところで、ちょっと意見を申し上げたいと思います。現状と課題のところですが、今日の資料の８ページと見比べながら、さらに第３期の教育振興基本計画の６ページ、この三つを見比べて申し上げます。 現行の基本計画には入ってなくて、今回の８ページに気候変動に伴う加速的な酷暑の進行という文言が入っていますので、それを反映して、30 ページの現状と課題にも、酷暑の進行のことが盛り込まれるべきだと思います。さらに、その課題があるわけだから、主な取り組みにも反映させるべきではないでしょうかという意見です。ご検討ください。
Ｊ委員	私も１点いいですか。それに関してなんですけど質問があって、個人的に僕はエアコンのクリーニングとか、そういうのを自分で経営してるんですけど、正直子どものイベントとかで学校に行ったりしたときに職業柄、エアコンとか見たりするんですけど、結構汚いなって思うことがあって、そういうのって学校で何かされているのか、子どもに聞いても分からないし、保護者の友達とかに、エアコンのクリーニングで学

	校とかも入ったりするんですかと聞かれたりするんですけど、分からんとしか言いようがなくて、酷暑やし、決して営業ではないんですけど、クリーニングすると効きは確実に良くなるんで、そういうふうな管理の仕方をしていけば、壊れてから考えるとかじゃなくて、何か組み込んでいけるんじゃないかなって思います。
学校施設整備課長	汚れ具合がどれぐらいなのかちょっと想像がつかないところがあるんですが、日常的に掃除ということであれば学校でやっていただくという形になろうかと思うんですが、特にフィルターであるとか、技術が必要な部分については学校施設整備課の方で委託してやるべきかと思ってますので、研究しながら進めていきたいと思います。 よろしくお願いします。
D委員	適正化のところです。統合で一緒になったところは、地域力っていうのが弱くなっているように感じるところがあります。前だけじゃなくて、後もしっかりと話し合いをしないと、一緒になったところは、例えば私のところの青少年健全育成会の総会とかそういうものも書面形式でさっさと終わってしまったりとかっていう形で一緒になったところが十分にお話し合いが続いてないというような現状が出ておりますので、ちょっとこの文言を入れていただけたらと思うんです。 どうしても適正化はやっていかなければいけないと思いますが、地域力が弱くなっている傾向が出ておりますので、文言に入れていただきたいと思います。
学校施設整備課長	教育委員会としましては、統合された地域との地域学習とか、地域の方を招いたり、また地域一体という形でそういった事業をすることによって地域と希薄にならないような取り組みは実際やっているところでございますので、それ以降のですね、地域が学校と希薄になる、どういう表現になるかちょっと分からないんですけど、そういった取り組みを継続していきますというような表現であれば、付け加えられるかなというふうには考えるんですが、学校が廃校になったことによって、地域がという意味合いなのか、ちょっとそこら辺が難しいんですけど、地域の方からすると、地域の子が違う地域の子どもを連れて祭りに来てくれたわとかそういったことも聞きますので、教育委員会としてここに書かさしてもらうとなると、どういう表現にさせてもらったらいいかを研究させていただくということでよろしいでしょうか。
D委員	そういうことが退化していかないというような形で入れていただけるといいかなと思います。
学校施設整備課長	分かりました。検討させていただきたいと思います。
B委員	一点だけ誤字だと思うんですけど、25ページの上から4行目の修学困難の「修」は字がどちらが正しいのかちょっと分からないんですけども、就職の「就」という字なのか、標題から見るとそう思うのですが。。
学校教育課副参事	高校生、大学生ですので、こちらの修学で正しいということになります。
B委員	一つだけ、教育総務課がつけていただいたと今日の提案の一番後ろに伊勢市総合教育会議の結果概要というのがありますけど、37ページの一番下に教育委員さんがおっしゃった「自己肯定感を幼児期から育むことは、非常に重要だと感じている。」、これ

	ですけど、これも今年度で終わりですけど、幼児教育の充実が明記されている。 　要望としては、次期の伊勢市教育振興基本計画のところで増やされると思うんですけど、ぜひ、幼児教育について詳しく教育の内容に関して踏み込んでお願いしたいなと思います。 　ここに書いてある答えは、ちょっと的外れなので、現在架け橋プログラムに力を入れているなど、幼児教育から学校教育へのつながりについては重要であると認識している。もちろんですけど、これは幼児教育の問題じゃないのでぜひ踏み込んだ伊勢市としての文言をお願いしたいなというふうに思います。
委員長	よろしいでしょうか。それではですね、（1）のところを終わりまして、続いて（2）のその他のところで、次回の開催日について事務局から説明をお願いいたします。
教育総務課長	次回の開催日につきまして、今ちょっと皆さんにお伺いをしているところでございますが、現在調整させていただいております。皆さん非常にご多忙の中ご参加をいただいておる現状もございます。今回も全員ご参加いただく日がうまく調整できたんですが、ちょっと今後調整がつかない場合もあります。そのことにつきましてはその時の議題の意見等もお伺いさせてもらいながら進めていきたいと思います。調整がつき次第、皆さんにご連絡差し上げますのでよろしくお願いいたします。
委員長	どうもありがとうございました。 　それでは次回はまた連絡いただけるということで、これをもちまして第２回伊勢市教育振興基本計画策定委員会を終了いたします。 　皆さん長時間にわたりありがとうございました。